

毎週火、金曜日発行(但休日につきは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度一月末現在における鳥取信用保証協会の監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第七十二号

地方自治法第九十九条六項の規定に基づき、昭和三十一年度一月末現在における鳥取県信用保証協会の監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年三月十九日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	山 本 四 郎
同	小 谷 善 高
同	上 根 政 幸

監査箇所

執行年月日

信用保証協会

昭和三十三年二月二十一日

鳥取県信用保証協会 昭和三十三年二月二十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

本協会は、昭和二十三年社団法人組織のもとに設立され、昭和二十六年財団法人に組織変更し、更に昭和二十八年信用保証協会法の制定によつて特殊法人として改組し今日に至っている。

この間県は協会運営基金として七千万円(昭和三十年度末現在)出えんしている。今回の監査は、設立後の運営状況特に県がきよ出した出えん金の運用等につき実施した。

その結果協会業務は目的達成の努力がなされ漸次その機能を發揮し、中小企業者の金融円滑化に資している

ものと認めたがなお基金の造成保証の拡大、償還の促進、及び代位弁済金の回収等協会の健全強化に留意検討を要するものが尠くないと認められるので更に慎重考慮し、本県中小企業の振興に一層貢献されんことを要望する。

業務の概況並びに意見は概ね次の通りである。

一 設立主旨、並びに組織機構について

(一) 本協会は、県内中小企業者等のために信用保証の業務を行い金融の円滑化を図ることを目的とする。

(二) 役員は、理事一七、監事三、職員九(中米子駐在二)によつて構成されこの他鳥取、倉吉、米子三地区に予備審査委員(二十名)を委嘱している。

出えん金状況 (昭和三十一年一月末現在)

(県分)

昭和二十六年以前	五百万円
〃 二十七年	五千五百万円
〃 二十九年	六百万円
〃 三十年	四百万円

小計 七千万円

(その他分)

市 町 村 五千七百二十万円

金融機関 二十六万円

業者団体 一万二千元

小計 五千七百四十七万一千円

合 計 一億二千七百四十七万一千円

なお右のうち昭和二十七年県及び鳥取市各五千万円計一億円は鳥取市火災復興のために出えんされたもの(いわゆる復興分)である。

三 保証業務について

(一) 別表に示すとおり本年度(月末現在)における保証申込額二億三千余万円(七一六件)のうち承諾額は二億二千六百余万円(七一〇件)で業務開始以来の承諾累計額は十億三千九百余万円(二、三八七件)に上つたが、うち保証承諾後の取消七千三百六十余万円を差し引き実保証額九億六千五百余万円である。これに対し償還額は五億七千四百余万円(償還

率五九・五%)であつて未償還額三億九千一百余万円であるが、うち六千八百余万円(外に利子の代位弁済額一千三百余万円)は代位弁済により、保証債務を履行しているので結局三億二千二百余万円が現在保証中のものである。

(二) 代位弁済額は元利併せて八千二百余万円、この中回収金は二千五百余万円と、このほか求償権償却額三百余万円あるので、代位弁済現在額は五千三百余万円となつてゐる。

(三) 本年度一月末現在信用保証の利用状況は、保証承諾額に対し普通保険六七件四千六百余万円、少口保険五十件四百余万円を危険保証とし付保しているがその利用率は件数で一六%金額で二七%である。

保証承諾に当つてなるべく付保の拡大を行いこれが危険防止に努めることが望ましい。

(四) 一月末現在出えん金は一億二千七百余万円、代位弁済現在額は五千三百余万円、差引七千三百余万円が一応の実質的保証基金と看做される。

もつとも保証能力としてはこのほか代位弁済金回収金、動産不動産等若干の資産及び損益利益金等も考えられるが、その大宗である代位弁済金の回収状況は別掲の通り成績必ずしも芳しくなく反面火災復興保証分の返済期到来による代位弁済の生起で三十三三三年度分が、保証能力の危機となる懼を感じしめる。

一面実質的保証基金七千三百余万円を一般分と鳥取市火災復興分とに区別すると一般分が一千一百余万円、復興分が六千二百余万円であつて、これに対し保証現在額一般分一億八千六百余万円、復興分一億三千六百余万円、保証率は一般分十六倍、復興分二倍となり一般分は適正倍率三乃至四倍をはるかに上廻り法定率をも超過している。これが対策としては本年度県からの繰替金四百万円、年度末収支利益金二百万円、地方公共団体出えん金九十万円を期待して辛じて法定倍率を維持しようとしている実状であるが、保証能力のぜい弱が痛感せられるので地方

公共団体並びに金融機関に対し出えん金のきよ出を極力要請して基金の造成を図ると共に保証基金に対する、国の施策の強化を強く働きかける必要があるものと思料した。

(四) 協会の保証融資は迅速を欠き適機を失するとの声があつたが三十年十一月から創設の専務専決小口融資(当初十万円まで、現在二十万円まで)制度によつて著るしく緩和された。三十一年度分保証承諾中小口分は件数七一〇件中三六五件一〇金額二億二千六百余万円中四千余万円一八%で三十、三十一年両年度の取扱件数の伸びと一口当り金額の下向傾向の現れは主として小口融資制度の創設に原因し経費の割高等若干の欠点はあつても一面保証の普及、融資の迅速危険分散等利点も多く、信用保証制度本来の目的に一步を進めたものと思料せられるので業務の習熟、他県の実例等を勘案して更に小口一口の限度の拡大について考慮することが望ましい。

(六) 保証融資金の償還は一般的に遅延する傾向が強い

く、中でも鳥取火災復興分は長期保証(五ヶ年)との関連もあり計画償還にそを来しているが、金融機関の最善の管理を要請するとともに協会もまた、償還促進に格段の努力と配意が肝要と認めた。なお一部には保証融資金の返済義務観念稀薄の憾もうかがわれるので本制度の認識の徹底と啓蒙指導が緊要と思われる。

(七) 代位弁済額五千三百余万円は、基金総額の四一・六一%に相当し、また代位弁済後における回収率は三〇・四%で鋭意努力されていることは認められるがこれを、全国平均率からみると未だ低調であるのでなお一層努力されたい。

なお代位弁済後の事務処理は極めて複雑で容易ならざるものがあるが、これらに対応する強力なる回収計画の樹立と陣容の強化を図り、迅速且つ適切な運営を期することが、最も緊要と認められた。

(八) 代位弁済による損失補てんは、保証事業としてある程度已むを得ないと思われるが、前期末決算にお

四 その他について

いてこの補てんは欠損処分として基金より処理し、求償権より償却準備金に四百万余円振替え利益相殺しているが、これらは極力回収に努力を要するものと思われる。

(一) 運営経費は規約に基き基本財産から生ずる収入保証料並びに損害金により賄つているが、保証料は被保証債務額に対し年三分以内となつていて、実質的には一般分二分四厘、復興分一分である。

中でも復興分の保証料については採算点を割つてい

ると思われ、これが改訂等につき考究の余地がある。

(二) 保証承諾の成績を見るに、郡部の浸透が比較的低

調と思われ、基金の参加と利用の普遍化が望ましい。

五 現金出納保管、諸帖簿の記帖整理、関係書類の整備

等はいづれも適正と認めた。

別表1 残高試算表 32. 1. 31 現在

借方 (資産の部)		貸方 (負債の部)	
科目	金額	科目	金額
現金	77,361円	現金	127,859,097円
金庫券	81,317,365	金庫券	4,610,346
証券	3,725,000	証券	990,292
債権	322,658,635	債権	322,658,635
見合	53,512,763	見合	4,349,880
貸出	376,383	貸出	174,888
貸付	30,000	貸付	99,106
貸付金	614,560	貸付金	(7,604,721)
貸付金	11,732	貸付金	4,718,651
貸付金	(6,163,081)	貸付金	195,749
貸付金	2,276,530	貸付金	600,946
貸付金	1,141,531	貸付金	2,089,375
貸付金	256,345	貸付金	141,820
貸付金	806,113	貸付金	
貸付金	61,805	貸付金	
貸付金	208,261	貸付金	
貸付金	18,550	貸付金	
貸付金	434,814	貸付金	
貸付金	433,264	貸付金	
貸付金	281,000	貸付金	
貸付金	244,868	貸付金	
貸付金	1,905	貸付金	
貸付金	468,488,785	貸付金	468,488,785

別 表 3 代位弁済後における回収状況 (32.1.31現在)

年 度 別	代位弁済額		回 収 金 額			求償権償却額		代位弁済現在額	
	件数	金額千円	完済 件数	金額千円	全国平均 本県平均	件数	金額千円	件数	金額千円
26年度末	14	1,961	1	293				13	1,668
27年度中	8	1,739	1	509				20	2,898
28 "	27	9,683	5	1,705		11	2,562	31	8,314
29 "	39	28,708	4	11,661				66	25,360
30 "	60	20,054	9	6,554		7	1,263	110	37,598
32年1月末	60	20,239	16	4,325				154	53,512
計	208	82,385	36	25,047	41.5% 30.4%	18	3,825		

備 考

1. 代位弁済額の件数及び金額は元金並びに利息を合算したものである。
2. 回収比率は全国平均は31.11末現在で、本県平均は32.1.31現在の代位弁済額に対する比率である。
3. 求償権償却額は代位弁済後において回収不能のため決算上償却したものである。

別 表 2 事業の推移及び実績状況 (32.1.31現在)

年 度 別	保証申込		拒 絶		取 消		査定減額		保証承諾	
	件数	金額千円	件数	金額千円	件数	金額千円	件数	金額千円	件数	金額千円
26年度末	449	159,510	5	1,500	28	9,900	113	22,260	416	125,850
27年度中	322	211,886	1	1,800	11	8,500	16	5,600	310	195,986
28 "	263	179,819			4	4,600	3	1,550	259	173,669
29 "	258	141,557			2	2,000	10	1,890	256	137,667
30 "	455	189,508	5	1,270	14	7,010	6	1,670	436	179,558
32年1月末	716	230,592			6	3,514	5	650	710	226,428
計	2,463	1,112,872	11	4,570	65	35,524	153	33,620	2,387	1,039,158

年 度 別	保証後取消		償 還 額			代 位 弁 済 額			保証現在額	
	件 数	金額千円	件 数	金額千円	全国平均 本県平均	件 数	金額千円	全国平均 本県平均	件 数	金額千円
26年度末	32	10,360	246	70,586		13 (1)	1,782 (179)		125	43,122
27年度中	12	6,510	112	58,717		10 (2)	1,438 (301)		305	172,443
28 "	2	2,100	94	75,283		22 (40)	7,194 (2,489)		446	261,535
29 "	23	26,115	116	84,683		11 (36)	24,829 (3,879)		552	263,575
30 "	22	11,371	219	130,528		35 (51)	15,569 (4,485)		712	285,665
32年1月末	39	17,176	359	154,644		54 (32)	17,615 (2,624)		970	322,658
計	130	73,632	1,146	574,441	82.9% 55.8%	141 (162)	68,427 (13,957)	5.8% 16.7%		

備 考

1. 保証承諾に対する償還比率は全国平均のものは31.11.30現在、本県平均は32.1.31現在である。
2. 代位弁済額の比率は全国平均は31.11.30現在の保証現在額、本県平均は32.1.31現在の保証現在額に対する比率である。
3. 代位弁済額の()は元金に対する利息の弁済額である。